

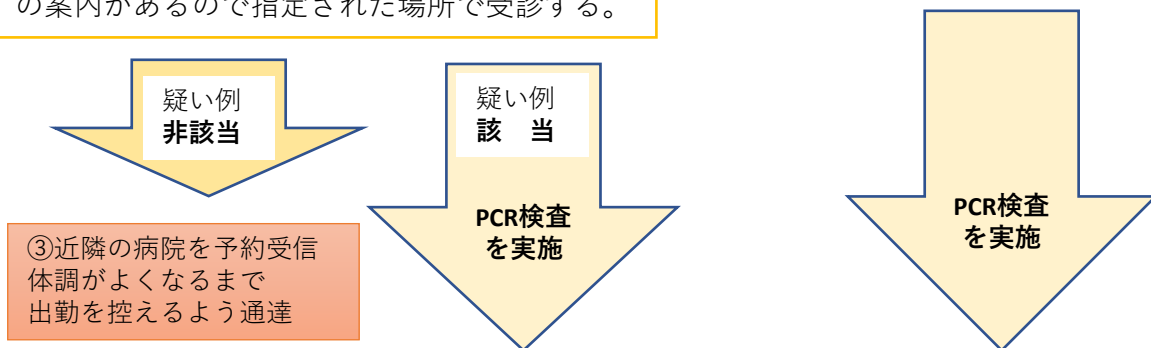
【店舗で新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応 及び事業継続に関するガイドライン】抜粋

▲①スタッフが体調不良 まずは出勤を停止、自宅待機

自宅待機期間中（3日を想定）に、
「新型コロナウイルス感染症についての
相談・受診の目安（厚生労働省）」を参考に
帰国者・接触者相談センターに
相談するよう伝える。
感染の疑いがあると判断された場合、PCR検査
の案内があるので指定された場所で受診する。

▲②スタッフが濃厚接触者 保険所から濃厚接触者のスタッ フに連絡がある。濃厚接触者は 健康観察及びPCR検査を調整

陽性者との最終接触の翌日から14日間は出勤
を停止し、保険所からの指示に従い経過観察。
不要不急の外出を控え自宅待機。



▲④ PCR検査を受けることになったら（店舗の対応）

《体調不良者の確認》

他のスタッフに体調不良の人がいれば、
・自宅待機を通達。発熱・呼吸器症状の
記録を付ける。⇒該当者は①へ
・保険所による聞き取りで濃厚接触者と
判断された場合、14日間の経過観察と
PCR検査を実施。該当者は②へ

《店舗の消毒》

検査対象者が触れた場所を特定し、消毒
を行う。消毒方法は『**新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について**』厚労省H
P参照、または保健所の指導を受ける。

- ※ 保健所職員による、感染の疑いがあるスタッフの隔離、店舗消毒の確認後、店舗再開が可能。
- ※ 店舗の商品等の廃棄等の対策は必要がない。

PCR検査結果判明 《概ね検査後1～2日》

陽性

保険所から検査を受けたスタッフに**陽性**の
連絡があり、**感染症法に基づく入院**となる。

スタッフから陽性の連絡を受けた場合、新
たな濃厚接触者の特定が必要 ⇒ ②へ

⑥感染拡大の要素をクリア（退 院・経過観察終了）後仕事に復帰。

陰性

⑤保険所から検査を受けたスタッフに**陰性**
の連絡があります。

《**体調不良を訴えていたスタッフの場合**》
体調が戻るまでは**出勤を控える**⇒③へ

《**濃厚接触者の場合**》
今後発症する可能性もあるため、**経過観察
期間終了までは出勤を控え**、不要不急の外
出を控えるよう指示。